

令和8年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：佐久穂町

令和8年8月27日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	84.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	86.1%
全職員	72.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	対象者なし
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	94.9%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	95.4%
31～35年	91.2%
26～30年	83.0%
21～25年	86.2%
16～20年	85.8%
11～15年	88.7%
6～10年	91.2%
1～5年	102.5%

【説明欄】

- ・全職員に係る情報の「全職員」の差異が72.9%である要因は、「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の内、女性の会計年度任用職員の割合が79.2%を占めているため、全職員で男性の平均給与が高い状況にある。
- ・役職段階別の部局長・次長相当職については対象の職員がいない。
- ・役職段階別の本庁課長相当職及び本庁課長補佐相当職区分について、女性職員がそれぞれ1名のため非公表。
- ・扶養手当について、世帯主の男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は69.6%である。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	7.7%

【説明欄】

・係長相当職以上に該当する職員の男女数を比較しても女性が27.3%であり、管理的地位に上げられる世代の女性職員数そのものが少ない。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
本庁部局長・次長相当職	対象者なし
本庁課長相当職	7.7%
本庁課長補佐相当職	5.0%
本庁係長相当職	59.1%

【説明欄】

・本庁部局長・次長相当職については対象の職員がいない。
・女性職員は本庁係長相当職に多く在籍しており、男性職員は本庁課長補佐相当職、課長相当職に多く在籍している。
・本庁係長相当職以上に占める女性職員の割合は27.3%であり、管理的地位に上げられる世代の女性職員数そのものが少ない。

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	75%
女性	100%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	—

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	%	%	%	%
1 週間以上 2 週間未満	%	%	%	%
2 週間以上 1 月以下	66. 7%	%	%	%
1 月超 3 月以下	33. 3%	%	%	%
3 月超 6 月以下	%	%	%	%
6 月超 9 月以下	%	%	%	%
9 月超 12 月以下	%	%	%	%
12 月超 24 月以下	%	100%	%	%
24 月超	%	%	—	—

【説明欄】

- ・ 1. 男女別の育児休業取得率の（2）会計年度任用職員は、取得対象者がいなかった。
- ・ 令和7年度における育児休業取得率は、男性職員が75%、女性職員が100.0%となっており、女性職員は対象者全員が取得しているほか、男性職員についても育児休業の取得が一定程度進んでいる状況である。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	6.2 時間／月
内部部局等以外	4.1 時間／月

【説明欄】

・令和7年度における職員一人当たりの一月当たりの時間外勤務時間は、内部部局等が 6.2 時間、内部部局等以外が 4.1 時間となっており、いずれも一月当たり 10 時間を下回る水準であることから、全体として時間外勤務は比較的抑制されている状況にある。